

官庁営繕事業

平成27年度				事後評価	
事業名(箇所名)	横須賀地方合同庁舎	担当課	営繕部調整課	事業主体	国土交通省 関東地方整備局
		担当課長名	小塚 達史		
実施箇所	神奈川県横須賀市新港町1番地8				
該当基準	事業完了後2年間が経過した事業				
事業諸元	・敷地: 6,000 m ² ・構造: 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階地下1階建 ・規模: 9,806 m ²				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 24 年度	
総事業費(億円)	31				
目的・必要性	旧横須賀地方合同庁舎(横須賀地方法務局横須賀支局、横須賀財務事務所横須賀出張所、横須賀防衛事務所)、横須賀地方検察庁横須賀支部・区検察庁、横須賀税務署、横須賀労働基準監督署は、経年による老朽化や業務量の増大による狭隘化が進み業務に支障をきたしていることに加え、耐震性能が不足していること等により施設整備が急務であった。また、平成17年に横須賀市による新港埠頭交流拠点整備事業が開始され、それにより官公庁施設誘致を受け、市内に点在する官公庁を移転集約し、市民の利便性向上と中心市街地の活性化を図るため合同庁舎の整備が求められた。 このため、早急に新たな庁舎を整備する必要があることから、新港埠頭交流拠点整備事業に合わせ、横須賀地方合同庁舎を一体的に整備するものである。				
社会経済情勢等の変化	本事業の事業計画の必要性や合理性に影響を与えるような社会経済情勢の変化は特にないと考えられる。				
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	当初の事業計画に沿った整備がなされ、また庁舎が適切に活用されていることから、事業採択の時点から特段の要因の変化はないと考えられる。				
事業の効果の発現状況	・位置、規模及び構造の観点から、業務を行うための基本機能を満足していることが確認できる。 ・地域性、景観性、環境保全性、ユニバーサルデザイン及び防災性について、特に充実した取組がなされており、官庁営繕の施策が適切に反映されていることが確認できる。 以上より、想定していた事業の効果は十分に発現していると考えられる。				
事業実施による環境の変化	環境負荷低減への取組やCASBEE評価の結果から特に問題ないと考えられる。				
対応方針	今後の事後評価の必要性	事業目的を果たし、かつ、事業の効果も十分に発現している判断できるため、再度の事後評価の必要性はない。			
	改善措置の必要性	事業目的を果たし、かつ、事業の効果も十分に発現していると考えられるため、特段の改善措置の必要性はない。			
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	現時点で見直しの必要性は見られない。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 事業評価監視委員会において、「今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性はない」との判断は妥当とされた。				

施設名： 横須賀地方合同庁舎

事業場所： 神奈川県横須賀市新港町1番地8

概要図
(位置図)

